

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 高橋 穂至

1 日時

令和8年3月23日（月曜日）

午後2時7分開会、午後3時20分散会

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

高橋穂至委員長、畠山茂副委員長、福井せいじ委員、臼澤勉委員、佐々木宣和委員、
佐々木順一委員、岩渕誠委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

佐々木担当書記、久保田担当書記、吉田併任書記、大場併任書記、佐藤併任書記

6 説明のために出席した者

（1）総務部

福田総務部長、村上副部長兼総務室長、畠山参事兼人事課総括課長、
佐藤参事兼財政課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

（1）議案の審査

議案第106号 令和8年度岩手県一般会計補正予算（第1号）

9 議事の内容

○高橋穂至委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

議案第106号令和8年度岩手県一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤参事兼財政課総括課長 議案第106号令和8年度岩手県一般会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

今回の補正は、通報事案に係る実態調査に要する経費を計上するものであります。議案（その7）の5ページをごらん願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ466万3,000円を追加し、補正後現計を7,742億3,822万円とするものであ

ります。

第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分等につきましては、6ページから7ページの第1表のとおりであります。これにつきましては、予算に関する説明書により御説明します。予算に関する説明書の7ページをごらん願います。まず、歳入について、12款繰入金、2項基金繰入金につきましては、今回の補正に伴い必要となる財源について財政調整基金を繰り入れるものであり、466万3,000円の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。8ページをごらん願います。2款総務費、1項総務管理費の補正額は466万3,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋穂至委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○福井せいじ委員 何点か質問させていただきます。まず初めに、調査対象者の影響が職員に及ばないよう配慮する必要があるということですが、どのような配慮をするのか、お聞かせいただきたいと思います。

○畠山参事兼人事課総括課長 職員に影響がないようにどのような対応をするかということでございますけれども、いずれ今回の調査を開始するに当たりましては、弁護士等からも影響がないようにと助言をいただいているところでございます。

人事等の配置、処遇関係に関しては、現在検討しているところでございますので、そのような御指摘も踏まえながら、しっかりと検討して配置等を考えてまいりたいと思っております。

○福井せいじ委員 具体的に私が考えるのは、今、問題になっている企画理事に関する方々——例えば直接一緒に出張に行った方々とか、直接人事権の関係があった方々とか、そういう方々に対して、企画理事から影響が及ばない、そういったことを配慮する必要があると思うのですが、そういう意味では、企画理事のこれからの行動についてしっかりと管理する必要もあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○畠山参事兼人事課総括課長 いずれそのような影響がある部分に関しましては、いろいろと今後の調査に影響がないようにしていかなければいけないと考えておりますので、そのような部分も含めまして、人事や職務の対応に関しましても詰めてまいりたいと思っております。

○福井せいじ委員 全く具体性に乏しいと私は思うのです。要は、なかなか自分の意見を言えなかった結果、このような事態になったのではないのでしょうか。職員の方々がしっかりと自分の意見を言う、そして、実態をしっかりと報告する。そういった体制、仕組みをつくることは私は必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○畠山参事兼人事課総括課長 委員の御指摘もございました。いずれこういったことに関しましては、しっかりと調査等で意見が述べられるような環境をつくらなければいけないということは、ごもつともだと思っておりますので、それらも含めまして職員の処遇等に関してもしっかりと考えてまいりたいと思っております。

○福井せいじ委員 それでは、少し質問の観点を変えます。先ほど本会議で、斉藤信議員から企画理事室の設置について質疑がありました。令和6年11月の総務部長の決定だということですが、企画理事の人事はいつ行われましたか。

○畠山参事兼人事課総括課長 令和7年度の通常の定期人事異動案の協議の中で決められたところでございます。

○福井せいじ委員 先ほどの本会議での質疑の中で、令和6年11月頃に企画理事室の設置について協議、そして指示があったということであると、既にその頃には企画理事の設置が前提であった。また、その組織についてもある程度考えられたのか、それを確認したいと思います。

○畠山参事兼人事課総括課長 具体の人事の時期に関しましては、詳細に関しては人事の内部、意思形成の関係がありますので、これはお答えできないところではございますけれども、先ほどの執務室の指示に関しましては令和6年11月に行われていたということでございます。

○福井せいじ委員 その執務室に係る設計であるとか工事の状況については、総務部、そして、関係の組織の方々は存じ上げていたのでしょうか。

○畠山参事兼人事課総括課長 人事に関しましては、執務室とは切り離して考えておりますので、人事課といたしましては、詳細の部分に関しましては承知していないところでございます。

○福井せいじ委員 少し基本的なことをお聞きしたいのですけれども、新しい執務室をつくる場合、どのような申請、そして、認可、許可が必要なのでしょうか。

○畠山参事兼人事課総括課長 庁舎の管理に関することでございますので、基本的には当部の管財課が所管して整備等を進めていくことになります。

○福井せいじ委員 自分が申請して、自分が決裁することになるのかもしれませんが、それを県庁全体として1,000万円の執務室をつくるということを、その上司であるとか周りの人は疑問に思わないのでしょうか。そのようなことが起こり得るとすれば、私が経営者であれば、おかしいのではないかと思います。そういったことが耳に入るような仕組みをつくるべきではないでしょうか。

○畠山参事兼人事課総括課長 委員の御指摘の部分も踏まえながら、また今後の調査の中でも、そういった点を確認しながら、不適切な庁舎管理とか、必要な評価も含めまして検討してまいりたいと思っております。

○福井せいじ委員 もしかしたら、職員の皆さん、そして、上司は、そういった状況に関心がないのではないですか。これは、もしかしたら氷山の一角かもしれませんよね。至るところで、そういった状況が起きているのではないか。これは、もしかしたら達増知事が長い間県政を担ってきた、その弊害であると考えられるのです。経営者が長くいればいほど、職員の方々が報告しなくてもいいのではないか、あるいは済まされるのではないか、そのような状況に陥るのではないかと私は考えるのです。総務部長、その点どう思いますか、

所見を伺いたいと思います。

○**福田総務部長** 令和6年11月に指示がありましたのは、あくまで当時は幹部職員執務室ということで御指示があったものと認識しております。

一方で、ただいま御指摘いただいておりますのは、ガバナンスのあり方に関する大変重い御指摘だと思っております。そういったことも踏まえて調査の中で、この調査については特に制約を設けることなく、幅広く情報提供を求めていきたいと思っておりますので、しっかり調査を行っていききたいと思います。

○**福井せいじ委員** 最近、教育委員会のさまざまな失態であるとか、あるいはパワハラが表面化してきているだとか、また、今回の企画理事のこういった事象、事案に対して、さまざま被害が噴き出てきているのかと感じざるを得ません。ぜひ今回の調査をきっかけとして、県庁内が風通しのいい環境になることを望んで、私からの質疑を終わります。

○**岩渕誠委員** 私は、今回の調査委員会というのは、しっかりやってほしいという立場で質問いたします。いろいろ文書等が出てきていますけれども、大事なことは、この調査が法令、規則に基づいて厳格、的確、公正に、独立して行われることが極めて重要だと考えております。

その観点に立ってお話をさせていただきますが、まず、公益通報という概念からいうと、私もいろいろな文書を拝見したりしておりますが、公益通報の体裁からいうと、これは不備な部分もあるのも事実だと思います。例えば、地方公務員法がその対象になっていないとか、刑法とか、明確な違反事実があって、誰が被害を受けて、誰が加害者だったのかという外形的な部分の公益通報制度とは合っていない。公益通報制度に当たらないけれども、極めて深刻な事態があるので、これに準じた形でやるという理解でよろしいですか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 具体の調査に当たりましては、委員から御指摘がございました公益通報に準じた形で通報者が守られるように、そして我々の調査は弁護士に依頼することにしておりまして、公平性、客観性を担保した上で、しっかりと調査してまいりたいと思っております。

○**岩渕誠委員** 確認ですが、公益通報に準ずるという発言がありました。公益通報というのは、法に抵触するものという部分があって、実は、これはパワハラというのは厳格に言うとは公益通報の対象外というのが一般的に解されると思います。しかし、今回は公益通報に準ずるので、パワハラ、セクハラ、いわゆる触法行為でなくとも、いわゆる現在の仕事をする上で、極めて不適切なことが考えられる分野についても積極的に調査を行うという認識でいいですか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** いずれ幅広くにさまざまな事象に関しましては調査をしていくこととしております。その中でハラスメント等に関しましても、公益通報の対象外の法令だったといたしましても、私どもの規律範囲で、地方公務員法等に照らしながら実態調査をしていきたいと思っております。

○**岩渕誠委員** これは、今、大事なところであります。狭い範囲での調査委員会にしたので

は、実態があぶり出されませんから、これは幅広に、いわゆる公益通報の枠を超えて、準ずると言いましたが、枠を超えて規範に照らした調査委員会というような認識を持ってよろしいですか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 今、委員がおっしゃられたとおりに、私どもも調査を考えているところでございます。

○**岩渕誠委員** そうなると、この調査委員会の公正さ、独立性と権限というものをどういったもので担保するのかということが大事になってくると思います。この辺は、どのような形で進めるのですか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 今回の調査の流れといたしましては、今回調査を行う県職員からのアンケートは直接外部に依頼する弁護士に回答が行く流れとなっております。その間には、総務部人事課は挟まない形で、直接弁護士へ流れる形となっております。その受け取った回答の中で、弁護士において必要な調査——今回で言うと聴取等を行いまして、その中で出てきた実態等を報告としてまとめていただくこととなっております。私どもに関しましては、その報告を最終的にもらった段階まで県を介さずに今回の調査を行うという流れで調査を進めてまいりたいと考えております。

○**岩渕誠委員** そうなると、弁護士の選定と、何人で、どれくらいの期間を担保しているかというのをきちんと設定しておかないと駄目だと思いますが、それはどうお考えでしょうか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 現在のところ、まだ調査の内容は、フローをお示したところで、今後詰めていくことになりますけれども、いずれ複数の弁護士——3名体制以上が望ましいという話もありましたが、そういったものも含めながら、しっかりと外部の弁護士が合議制で進められるような体制づくりをしながら進めてまいりたいと考えております。

○**岩渕誠委員** そうなると、弁護士は3人でも5人でもいいのですけれども、事務局というものがなければいけないと思うのです。要は、ここからここまでの分で調査してください。それは触法が疑われるカラ出張であるとか、ハラスメントの問題であるとか、人事権を発動する分であるとか、あるいは自分に対しての過大な評価、等級等の過大な評価などについて設定をしないと、弁護士もなかなかやりづらいと思うのです。そういう意味での事務局というのは、人事課に置くということなのか。その部分の調査対象も含めて、それは一切外部にお任せをするということなのか、それはどうですか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 今回の調査の流れにつきましては、一旦人事課で外形を固めた上で弁護士にお話しすることになりますけれども、いずれ弁護士との打合せ、協議の中で、どういったものが公正性や客観性が担保できるのかというのは、弁護士の視点からも入れていただきながら、調査のスタート時点をどのように持っていくのかというのもあわせて考えてまいりたいと思っています。

○**岩渕誠委員** わかりました。いずれ先ほどの大前提、なぜ私が聞いたかということ、要は細かく限定しては駄目だということ。やはり幅広く公益通報制度の枠を超えてやらないと、こ

れは意味がありません。その中で県の役割というのは、その障害を取っ払って環境をつくっていくことであると申し上げているわけであります。

先ほどから、これは庁内に当該人物を置くか、外に置くか、いろいろなことがあるでしょう。そして、調査ということからすれば、これは人民裁判ではありませんから、一応犯罪を犯した人間だって有罪までは推定無罪という原則がありますから、一概にこれはやっつけるという話にはならず、やはり公平性を担保した上で、その上で白黒はっきりつけるから価値があるのであります。そういう意味において言うと、当該企画理事と、例えば出張と一緒にいった人、仲がよかった人、出入り禁止になった人、こういう人たちに対しては、少なくとも、接近禁止的な措置を取らないとならないのだと思います。

大分庁内を歩いていると、いろいろ人事を盾にされていたので話さなかったけれども、ここに来たらもう全部話しますという雰囲気にはなっていると思いますが、一方で、そのシンパと言われる人もいるかもしれないし、実際にいると思います。そうすると、やはり接近禁止というか、関係者、関わった人間と当該職員の接近禁止などの措置というものが必要になってくるのだと思いますが、いかがですか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 調査に関しましては、いずれ企画理事の影響が及ばないようにするということが基本だと思っております。接近禁止というか、会わないようにするか、そういった部分に関しまして、具体の検討の中で配慮しながら、調査の公平性や客観性の担保ができるように考えてまいりたいと思っております。

○**岩渕誠委員** これは大事なことから何度も言いますが、公平性と独立性を担保した調査が行われるからこそ、今、公益通報をされている企画理事やそれ以外に対して結果の重みというのが出てくるわけであります。ここを外すと、全くそれは意味のない話になるので、そこまでどうするかというのは非常にあると思います。これは法律的な部分もあると思いますから、弁護士に委員会の役割、権限というものをきちんと持たせて、その調査というのは極めて公平に行われたものだという形をつくらないと、これは絶対駄目ですから、それは留意をしていただきたいと思います。

一方で、いろいろ出ていますから、調査は多岐にわたるであろうと思います。この調査は、拙速は避けなければなりませんが、これはいつまでもぐずぐず、ぐずぐずやっていると、その間、庁内の業務がとまるわけです。だとすれば、やはりきちんとある程度のめどをつけて、そこに合わせて、これは週1回ではなくて週2回やるとか、いやいや、週3回やろうというようなスピード感を持ってやらないと、全体がぐだぐだしてしまうので、これはきちんとやるべきだと思います。ある程度のめどをつけてやらなければいけないと思います。

少なくとも、調査が膨大にわたってもう少しかかる——言葉は悪いですけども、やばい案件がどんどん出てきて、場合によっては中間報告をするとか、何か工夫をしないと、これはぐだぐだ、ぐだぐだやっても、かえってマイナスになるから、きちんとある程度めどをつけてやらないと、いろいろな業務に支障が出るとありますが、どのようにお考えですか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 今、委員が御指摘していただいたとおり、この問題に関して

は多岐にわたる内容がアンケート調査等で上がってくることは私どもも想定しているところでございます。いずれスピード感を持って対応していかなければいけないということは、御指摘のとおりだと思いますので、その物量がどの程度になるのかというのは、これからやってみないとわからない部分もございます。

調査の報告、公表等に関しましては、調査の進捗に応じまして、例えば、そういった途中での報告なども考えながら、しっかりと調査の中身に関しましては適宜報告、公表等をしてまいりたいと思っております。

○**岩渕誠委員** 私は、企画理事が指摘されている個別具体について、ここで論じるつもりはございません。第三者委員会の権限を強化して、公平さを担保して、独立性を担保して、これは誰もが従わなければならないという権限を持ってやっていただきたいということを申し上げて終わります。

○**飯澤匡委員** それでは、私も二、三聞きます。

私が思うのは、斉藤信議員も指摘しましたが、やはり県庁内で調査できるものはこれは早く調査をして結論を出せるところは自浄作用でやっていかないと、これは県民の目——いわゆる税金を払っている方々が、そこまで第三者に委ねるのかとなってしまいます。そして、なおかつ時間がかかるということになってしまうと、非常に行政の執行上に大きな影響が出ると思うのです。

例えば、部屋の件に関しては、ほとんど結論が出ていますよね。自分の差配で支出をし、そしてそこに自分が収まった。こういうことは、やはり、民間なんかでは全く許されない話ですから、こういう事実に関して一つ一つ、そして、本会議で指摘をされたカラ出張の件も、こんなのは聞けば簡単にできる話ですから、それは早急にやらないと、これは県政の信頼性に大きく影響が出ると思うのです。この件について、これは決断だと思うのです。やるか、やらないか。知事は、全部第三者委員会でやると言っているのですけれども、これは判断を間違えると、県民に時間稼ぎか、県の自浄作用はあるのかとも思われかねません。だから、税金を納めている側の立場に立った県政の運営というのは、しかるべきであると思うのですけれども、総務部長、この件についてはどうでしょうか。

○**福田総務部長** 大変大事な点を御指摘いただいたと思います。今回幹部職員の行為等について、まずは事実関係を確認するため、複数の弁護士による第三者調査も含め、調査を可能な限り早期に実施したいと考えております。

先ほどから第三者委員会の話も出ておりますが、その上で御指摘の第三者委員会につきましては、より高い独立性や中立性が期待されるものでありまして、当該第三者調査の進捗状況を踏まえ、その可否を含めて検討していきたいと考えております。

○**飯澤匡委員** 含めということですから、県庁内でもやるという解釈でよろしいですか。お尋ねします。

○**福田総務部長** 第三者調査の中で中立性、公正性を担保した上で調査を行いますが、あわせて着手できるのであれば、当然我々も自浄作用として、鋭意取り組んでいきたいと考

えております。

○飯澤匡委員 わかりました。

それから、現在調査を進めようとする本人の役職についてです。確かに法律上の解釈は、まだやった、やっていないというのは明らかになっていないわけですが、ただ、今の職にあるということは、それなりの権限を持っています。先ほど来、関係者との接触の件も出ましたけれども、これは一定程度県行政の執行ということを鑑みて、本人の役職については、やはり私は一時凍結するなり、そのような決定が必要かと思うのですが、いかがですか。

○畠山参事兼人事課総括課長 委員の皆様から御指摘がありましたので、そのような部分に関しましては、役職、もしくは、その職務内容に対しましては、調査に影響が及ばないようにしっかりと考えてまいりたいと思っております。

○飯澤匡委員 やる方向だということですね。

それで、総務部長にお伺いします。この間の常任委員会でも、それから今日の本会議でも、新たに出た件数は1件だったと人事課総括課長から答弁がありましたが、総務部長に直接来ているというのはないですか。直に、こういう通報というのはないのですか、確認します。

○福田総務部長 3月5日以降、総務部人事課に文書で来ているのは、答弁のあったとおりの1件でございます。そのほか情報提供、これはいろいろなやり方がありますので、うわさレベルのもの、あといろいろな会合の場で私に話しかけてくださる中で、そういった個別具体のことではありませんが、こういうところにも課題があるのではないかと、そういったことは話は受けておりますので、そういったことも含めて今後アンケート調査の中で、さまざまな話が浮き彫りになってくるのではないかと考えています。

○飯澤匡委員 総務部長のパソコンのメールには、直接的にはそういう情報提供も含めてあるという認識でいいのですか。

○福田総務部長 メールでは、そういった相談は来ておりませんので、あくまで口頭ベースでいろいろな話は、うわさベースではあるということでございます。

○飯澤匡委員 それでは、私も最後に申し上げますが、今回の事実が明らかになることは、いずれ税金の無駄遣い、これは議員にしても、それから職員にしても、公金を横領したことについて、なかなか大変な騒ぎになって、まさに職を辞さなければならないというようなことになりかねない大きな問題です。

そういうことで、何回も言いますが、税金を納めている側の立場に立って、しっかりとここを差配していかないと、やはり県政の信頼を失いかねない。既にこういう事案が世に出ただけでも、県民にとってみれば大変不幸なことだと思っております。ヤフーのコメントを見ても、今回の調査費用を税金から支払うのか、事案が決定したら、本人にしっかり請求してほしいという厳しい声がたくさん出ていました。これは後々やることであるし、それから先ほど出た部屋の件にしても、公金を使ってやるべきことかというのは、大体明らかになってきているわけですから、それは自浄作用でしっかりやるべきだと思っております。

いずれにいたしましても、岩淵誠委員からお話があったように、長引けば長引くほど職員

の中にも不安が広がるし、この問題が未解決のままで、継続しているということですから、特に所管する総務部の皆さんについては、しっかりとそのような観点に立って行っていたきたいと思います。私からは以上です。

○佐々木宣和委員 私からも質問させていただきたいと思います。

今、それぞれ質疑があったところですが、重ならないところで質問したいと思いますが、まず一つ目は、福井せいじ委員だったり飯澤匡委員からもありましたけれども、企画理事室の改修に関して、それだけの費用を要してやった。なぜそれがチェックできない体制なのかというのはすごく不思議なところがあって、知事も任命権者たる責任に関しては、事実確認をした上でという話なのですが、そもそもなぜそれができてしまうのかというのが、企画理事はかなり上の方ですから、お互いにチェックするような関係性を体制として持っていないと機能しないのではないかと思います。

私も、予算特別委員会総括質疑の中で組織責任の明確化ということを質問させていただいたのですが、普通の民間企業ではあり得ないと思う話です。企画理事室のことに関して決裁権者が自分で使うというのはなかなか理解しがたいですが、要は権限を持っている人間と、それをチェックすることが分かれていないと、組織体としておかしいのではないかと思います。その点を改めて伺いたいと思います。

○畠山参事兼人事課総括課長 組織体制としてのチェック機能のあり方ということと認識しております。当時総務部長だったところもありまして、庁舎管理の権限を持つ管財課を所管する部長でもございましたので、そういったところで部としてのチェックがどのように働いていたかというのは、なかなか厳しい部分もあったかと思います。いずれ調査の中でも、そういうところをつまびらかにしながら、その後の対策等、善後策も併せて考えなければならぬと思います。

○佐々木宣和委員 これもさまざまな委員から質疑があったのですが、今日の本会議でも、事実の確認が必要ではないかという具体的な事例もあったところでもありまして、総括質疑があった後に執行部には1件メールで連絡が来たということですが、議会にはかなりいろいろな情報も来ている。

ただ、我々も受けとめるのですが、事実かどうかわからないことをまた受けとめなければいけない。この事実の確認というのは、非常にスピーディーにやらなければいけない部分なのではないかと思うのですが、これも重ねてですが、具体的な話もありましたけれども、事実の確認に関して、これは弁護士の方がやるのか、執行部でしっかりやっていくのか、この辺の確認をしたいと思います。

○畠山参事兼人事課総括課長 弁護士と相談にはなりますけれども、先ほど総務部長からも答弁申し上げましたとおり、中身によっては早急に内部で調査できる部分も含まれるかもしれませんが、そういったところは上がってくる調査の中身を見ながら、どういうふうに振り分けていくかというのは、第三者の弁護士とも相談しながら考えてまいりたいと思っています。

○佐々木宣和委員 事実の確認ですから、聞けばわかる問題もかなりあると思いますし、それを基に確認すれば、それで終わってしまうような案件もあるかと思っています。

そして、もう一つは、企画理事自体のポジション、権限、責任に関して、これも総括質疑でやらせていただいて、権限、責任については持続可能な行財政改革や人口減少対策など、県行政において特に重要かつ全庁的な課題に対して部局横断的な会議等を開催し、課題認識を共有しながら政策形成を図ってきているところ、企画理事はそれら部局横断的な重要課題に対する総括責任者としての役割を担っていると答弁をいただきました。今後、どうパフォーマンスを発揮していくのかということについて、知事は御答弁されなくて、総務部長が答弁されるような形になって、なかなか申し上げづらいけれども、この後その成果については表れてくるものと御答弁をいただいたわけですけれども、企画理事のパフォーマンスを発揮されないのはまずいのではないかと思います。これからまた新年度人事でも新たに任命された方もいらっしゃる、副知事も2人いらっしゃる、部局長もいらっしゃる、企画理事もいらっしゃる。船頭多くしてみたいな話にならないかということが心配なのですが、この辺の整理をもう一度伺わせていただきます。

○畠山参事兼人事課総括課長 今、委員からお話がありましたが、いわゆる部局横断的な取り組みに対する総括責任者という立場でその時々県政課題等に応じまして職を設置しているところでございます。

いずれその職を設置する以上は重要性が高いものでありますので、どういった成果が出ているかということに関しましては、議会の皆様とか、いろいろな県民の皆様にもしっかりと報告しながら対応してまいりたいと思っています。

○佐々木宣和委員 同じ答えで、よくわからないので、要は説明できないとまずいという話をお伝えしているということでございます。私は以上です。終わります。

○畠山茂委員 大体出てしまったところなので、私からは2点確認したいと思います。

まず一つ目は、改めてお聞きしたいのは、この466万円の補正予算による第三者委員会の設置の目的と、県は検証範囲をどのように考えているのかということ。先ほどの本会議でのやり取りでも、なかなか明確な答弁が出てこないというのが私の印象です。総務委員の皆さんには告発文が来ていまして、大きく6項目来ております。先ほどから問題になっている企画理事の専用室の整備、それから県内外の異常な出張、それからモラハラ、パワハラ、四つ目はアルコールハラスメント、五つ目が人事権の濫用、六つ目が人事管理の影響について、委員が御発言になっているのですけれども、そのほかにもこれからアンケート調査をするということで、またさまざま出てくることもあるかと思うのですが、これはもう全て第三者設置委員会に任せるとしても、やはり県としてもある程度こういうことを調査していくというものがないと、調査といっても大変だと思うので、どのように考えているのか、その点お聞きしたいと思います。検証範囲が本人なのか、出張とかの関係だと、結構関係者も出てくると幅広くなってくるので、その関係者まで調べるのかということも含めて、今の現段階の考え方をお聞きしたいと思います。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 今回の調査につきましては、やはり、先ほど委員から頂戴しました、一般職トップである企画理事に関する関係の事実が提供されておりますから、そういった意味で今回貴重な税金を使わせていただくわけではありますけれども、第三者の調査を進めてまいりたいと思っております。

あとは、対象につきましては、いろいろな今回の通報している内容のほかにもどのようなものが上がってくるのか、具体的に日時とか、場所とか、そういったものがどのように上がってくるかまだわかりませんので、できるだけ可能な限り広範囲でアンケート調査を行いたいと思っておりますので、職員にアンケートする範囲に関しましても、幅広に考えていきたいと思っております。

○**畠山茂委員** 二つ目にお聞きしたいのが、先ほども出ている県庁のガバナンス、自浄努力ができるのかというところで、前回の質疑の中でも出ていましたけれども、今回の疑惑に対して内部通報があって、副知事が面接をしたという説明がございました。その中で、なかなか明確な説明がなかったのも、それをお聞きしたいのと、今回、副知事の面接はハラスメントの内部告発があって、それのみについて確認したのか、もう少し幅広に面談の中で確認したのか、なかなか答弁として返ってこないのですけれども、きちんと執行部を含めて情報共有ができていないのか。それとも、副知事を含めた一部だけの情報になっていて、執行部で情報共有できていないのか、答弁できないのか、そこら辺が少し腑に落ちないところが聞いてあるので、そこをもう一度お聞きしたいと思います。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 副知事が企画理事との面談の中で聞き取った状況に関しましては、私どもで完全に承知しているところではございませんけれども、いずれ御答弁申し上げた内容に関しまして、副知事から企画理事へ聴取を行ったことは承知しているところでございます。

○**畠山茂委員** 今の答弁でも、やりましたというだけで、全然中身が出てこないのも、本当にガバナンスがきちんとされているのかというところは、どうしても払拭できないのですけれども、いずれ第三者委員会ができるということで、早期に明確になることをぜひ期待します。終わります。

○**臼澤勉委員** 私は先ほど本会議の質疑でやったので、一つ、二つ確認だけ。

この第三者調査ということで、第三者委員会という言葉も出るのですけれども、今回ののはあくまで県外の弁護士の第三者の調査を行っていくということで理解しておりますが、県外の弁護士をいつまでに、こういった形で、誰が決めるのか、具体的に教えてください。どういうスケジュールか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 今回の調査なのですけれども、令和8年度当初予算の補正予算ですので、契約は4月以降になっております。現在そこに向けまして、スピーディーに対応していかなければいけないということもございまして、そういった調査ができる弁護士に関しまして、今準備をしているところでございます。契約は、先ほど言いましたとおり4月1日以降となりますけれども、なるべく早く仕様等を詰めまして、調査の契約に向けて

取り組んでまいりたいと考えております。

○白澤勉委員 もう少し具体的に、例えば連休前とか、どこに目標を置いているのか。やはり先ほどから、各委員が言っているとおり、スピーディーに進めていくということが必要になると思います。そういった意味では、やはり期限を決める必要があると思いますし、何よりも、年度が替わるところで、皆様方も総務部長をはじめ、人事課総括課長もかわるわけですね。そういった意味からすると、その方向性はこの年度内に決めておくべきだと思いますが、いかがですか。

○畠山参事兼人事課総括課長 4月の契約となりますけれども、その方向性に関しましては、私どもとしてもできるだけスピーディーに年度内で考えてまいりたいと思っております。令和7年度中に、どのような調査の方向性がいいかというところは決めてまいりたいと考えております。

○白澤勉委員 ぜひ、年度内に、実施の方向性、基本方針であったり、やはりスケジュール感も含めて、しっかりと方向性を決めてやっていく必要があると思います。

そして、先ほど飯澤匡委員からお話がありましたけれども、今回なぜ税金を500万円も使ってやる必要があるのかというような、一般の県民の皆様からの声も寄せられているのは、至極当然だと思います。県にもこれまでも顧問弁護士もいるわけですし、従来の自分たちでできること、やり方というのはあるわけですが、ただ今回は、やはり第三者の外部の弁護士を使ってやるべき、そのくらい重要な案件だとか、問題性という認識の下に進んでいると私は理解していますし、そういった意味では、職員のパワハラ自死事案から、いろいろ議論をしていますけれども、本当にそういった意味で今回の予算の提案は評価する立場であります。

そしてもう一つ、最後に言いたいのは、やはり職員たちに安心して声を出していいという安心感を与えなければ、わざわざ500万円使ってやる調査の公平性であり、実効性といった部分の効果が期待できないと思います。

そして最後に、職務停止措置とか、やはり接近禁止命令を含めてしっかりと対応すべきと思いますけれども、改めて対応について伺います。

○畠山参事兼人事課総括課長 ハラスメントに関する調査でございますので、声を上げられるような調査の手法にしなければいけないということは、私どもも重く受けとめているところでございます。

企画理事の処遇や、どういった対応によって、その公平性、客観性が担保されるかということに関しまして、しっかりと考えながら、誰が見ても公平性、客観性が担保できるような調査にすべく、職員にも安心して調査に答えてもらえるような体制づくりを進めてまいりたいと思っています。

○白澤勉委員 最後にいたしますが、先ほどからの答弁で、弁護士というお話がありますがけれども、やはり県の自浄作用で自ら確認すべきことを早急にやるべきだと思います。先ほどのカラ出張疑惑とか、甲子園の話も出ましたが、私も出張先に電話して確認でき

るわけです。そして、複数名行っている主事の方とか、名前も復命書には出ているわけですから、実際にどうだったのか、そういったものは速やかに確認しながら、一つ一つのファクトを積み重ねていていただきたい。そして、口裏合わせだとか、そういうことのないように、あるいはメールだとか証拠の破棄がないような証拠保全措置をしっかりとまず職員たちにも指示していただきたい。

そして、昔はカラ出張であったり、食糧費問題であったり、私も昔そういった調査をされたこともありますけれども、そういった部分は弁護士ではないのです。内部でそういった事実、疑惑のあるような行動については、しっかりと一つ一つ人事課が指示しながら調査を進めていていただきたい。やるべきだと思いますけれども、最後にその対応について、総務部長、対応についてのお考えを聞いて終わりたいと思います。

○**福田総務部長** ただいま委員からの御指摘を踏まえまして、慎重かつ迅速にできるところから調査を行っていきたいと思っております。

加えまして、知事からの呼びかけに応じて、職員の皆さんに情報提供を行っていただくということは、職員の権利であるとともに義務でもあると思っております。中身のある有意義な調査を実施することができるよう努力してまいります。

○**佐々木順一委員** それでは、手短に聞きます。総務部は、人事関係と組織関係、そして綱紀を担当しております。すなわち、不祥事を未然に防ぐというのが総務部の大きな仕事であります。企画理事は、前は総務部長でありました。今は福田総務部長が担当しております。内部統制制度もあります。なぜこういう制度を使って、今回のような不祥事が、自ら自分たちでおさめることができなくなって、第三者委員会に調査を委ねなければならなくなったのか。そもそも能力がないということを証明しているようなものでありますけれども、この点について皆さんが県行政の信用失墜を自らやっているようなものでありますので、おわびまで要るのか要らないのか、そちらの判断でいいのですが、何かやはり一言県民に対して語るべきではないかと思えます。

○**福田総務部長** ただいま御指摘いただきました点、まさに内部統制が不十分ではないかということだと思います。大変恥ずかしいと思えますし、反省もしておりますし、改善していかなければいけないと、これは強く思っております。

今回この事案につきましては、二代表制におけるガバナンスが有効に機能したという見方もできるわけですが、県の執行部として内部統制責任を今後どのように果たしていくかと、そういったことを真剣に考えていきたいと思っております。

○**佐々木順一委員** いや、ガバナンスよりも、こういう不祥事がそもそも出てくること自体問題なのですが、出てくれば、どこかで担当職員あるいは目撃した方々は、やはり疑問点を持つと思うのです。だから、そういうのが見て見ぬような状況になっているのか。ガバナンスよりも、そちらではないかと私は思います。この点について、今どのような職場環境、どのような状況にあるのか、そこを自ら検証しないと駄目だと思います。

本来であれば、皆さんが自浄能力を発揮して、自分たちでこれを解決していくというのが

本来あるべきなのですが、なぜ第三者委員会の顧問弁護士を中心とする関係者に調査を委ねなければならないのか、この点についてやはり語るべきだと思いますが、どうなのでしょうか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 組織風土の問題と受けとめておりますけれども、いずれ現在企画理事として一般職のトップにあるというところに関しまして、庁内の中でどうしても萎縮してしまう部分とか、なかなか物が言えなかった部分があったところも想像できるところでございます。

今回の調査を通じまして、そういった組織風土のあり方に関しましても、しっかりと調査内容、調査報告を踏まえながら、どのような形で風通しのいい職場ができるのかということに関しましても、私どもとしても考えてまいりたいと思っております。

○**佐々木順一委員** かつて食糧費問題のときは、専門チームをつくって、そして一般職と隔離して、たしか地下の生協の隣の部屋が調査チームでありましたが、そうやって自ら取り組んだのです。やはり総務部にその意欲がないこと自体問題です。県民から見れば、安易に顧問弁護士に委ねて、あとは我々は責任がないよと見えるわけです。やはりこの点は、今後改善していかなければならないと私は思っております。

それで、なぜ皆さんが自らその調査チームをつくってやれないのか。なぜ顧問弁護士を中心とする方々がやれば、ある程度調査が進むのか。県民は、顧問弁護士であろうと、皆さんであろうと、同じことだと思うのです。強制力はないわけでありますから。例えば企画理事に調査しても、あるいはその関係者や課長に調査しても、強制力はないわけでしょう。記憶がないとか、忘れましたとか、あるいは何らかの理屈で協力しない可能性もあるわけですから、顧問弁護士を頼むのと皆さんがやるのでは、どこが違うのですか。

○**福田総務部長** これまでもハラスメントの実態調査を行ってきたわけですがけれども、その中でも当該案件については出てこなかったということでございます。声を上げられないような何らかの事情があったのではないかと推察しているところでございます。

その上で、今回第三者性を持った調査が必要ではないかという御指摘を議会からいただきました。その理由というのが、やはり企画理事という高い職位の者が深く関わっているというところに今回の特徴があると思っております。通常であれば人事評価を適正に行えば、そういったところも淘汰されていくはずなのですが、高い職位にある者が今回このようなことになってしまったということで検証すべき点は多々あると思っておりますので、しっかりその辺りも含めて考えてまいりたいと思います。

○**佐々木順一委員** 先ほど岩渕誠委員から公益通報者保護制度の関係で質疑がありました。確かにパワハラとかセクハラについては、その前に罰則とか、過料とか、罰金などを伴うような法律違反であれば、この保護制度が適用になるけれどもという前提と私は理解しておりますけれども、パワハラ、セクハラについては、法律的に罰則が伴うようなものはないということなようであります。

よって、どのような調査の項目、どのような事実関係をセクハラ、パワハラ含めて、あるいは不正な出張とかいろいろあると思っておりますが、どのような事実関係を皆様方は調査依頼

をするのか、その辺考えられる範囲で挙げていただければと思っております。

それから、第三者委員会の顧問弁護士は何人を想定しているのか。それから、多分費用弁償だと思うのですが、予算の中身はどうか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** まず、どのような法令とかの部分で見ていくのかという話でございます。公益通報制度におきましては、具体のパワハラとかセクハラとかに関しましては、刑法に基づく、例えば脅迫とか暴行とか、場合によっては傷害とか、強制わいせつとか、そういった部分に該当する場合は公益通報の対象となるということで、公益通報制度が定められているところでございます。

ただ、具体的にそういった刑法に抵触するかどうかというのがわからない部分に関しまして、先ほど御答弁申し上げましたけれども、幅広にどういった事実があるのかというのを確認しながら、またその事実が確認されてまいりましたら、地方公務員法等の公益通報の対象外となっている法とを照らし合わせながら、さまざま処分等もしていかなければいけないと思っております。

それから、費用弁償の部分につきましては、弁護士の費用を今回積算で積ませていただいているところでございます。人数に関しましては、今のところ複数、3人体制という御意見もいただいているところでありますけれども、その人数もしっかりと調査をしながら、まずは2名以上の弁護士で対応しながら、最終的にどのような弁護士の体制がいいのかというのも詰めてまいりたいと思っております。

○**佐々木順一委員** 466万円何がしでありますから、3人から5人、何人でもいいのですが、そうすると、大体1人当たりの予算の範囲が決まってきますよね。そうすると、あと何回調査するかわかりませんが、大体期間的にも長くはかからないわけでありますから、この466万円何がしと3人ないし5人で調査期間は何日になりますか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** いずれ先ほど言ったとおり、前広にアンケート調査をしまして、そこに対しての回答数とか、回答の内容とか、そういうものに関して最終的に、その後の再調査とかの部分のところは固まってくるかと思っております。現時点でいつというのは、なかなか申し上げられないところではございますけれども、さまざまな御指摘もいただいていますし、調査への影響というのもありますので、スピーディーな調査を、いずれ進めてまいりたいと考えております。

○**工藤大輔委員** それでは最初に、補正予算466万円の積算根拠を示してください。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 弁護士の費用として、今のところ当面の部分ということで弁護士は2名等を想定しているところでございます。具体の調査の中身次第によって、その部分は今後変わってくる部分があるかと思えます。

○**工藤大輔委員** 期間はどのぐらいですか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 大体今年の夏を今のところは考えているところでございます。

○**工藤大輔委員** これは、やはりこれからアンケートを取るということなので、どの程度の

ボリュームでアンケートが出てくるか。また、その中身です。調査にどの程度の中身が必要かということによって体制の拡充等も必要であれば、また新たな補正ということにもなるかと思いますので、その点については了解しました。

また、先ほど総務部長の答弁でハラスメントの調査では出てこなかったと、声を上げられない環境にあったのではないかというような答弁がありましたけれども、今回指摘されているような内容について、総務部長、人事課総括課長は何か感じることはなかったですか。あったかどうか。

○**福田総務部長** 今年度ハラスメントの実態調査を行いまして、その中に自由記載欄を設けましたので、そこにハラスメント事案があれば、職員の皆さん書いてくださるだろうとは思っておったのですが、ただ今回の事案については、残念ながらと申しますか、そこで出てこなかったというものでございます。

今回その事案を指摘いただいたことで、その実態調査のあり方を今年度は試行的に実施したのですが、来年度そういった声を上げやすいような聞き取り方としてどういったことができるのか。自らのことだけではなくて、周辺で見聞きしたとか、そういったことも含めて来年度実態調査を拡充して実施しなければならない、このように思っているところでございます。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 今回の事案に関しまして、なかなか今回声が上げられずに、議員の皆様には通報が行くような形になったというところに関しましては、当課の存在意義の部分に関しまして問われている深い問題だと捉えております。これに関しては、職員の皆様からそういった声が上げられなかった部分に関しては、私ども真摯に受け止めて反省しているところでございます。

総務部長から答弁申し上げましたけれども、ハラスメントはあってはならないことです。来年度はしっかりと周囲の状況等、もしくは職位が高い人であっても声を上げられるように、より効果的な調査、アンケートとかできるように我々も努めてまいりたいと思っております。

○**工藤大輔委員** 調査の中では出てこなかったと説明があつたのですが、今まで仕事をされてきた中で、調査ではそうだったかもしれませんが、そのようなことがあるのではないかと、あるいはそのように感じているということになれば、まさに先ほどから出ているように、これが事実だとすれば、自浄能力とか、自分たちで何かよりよく改善する方法がなかったのかということからすると、やはりこれは組織的な課題はかなり大きいのだと思いますし、そういったことを感じたことはなかったのかどうかということを知っているのです。

○**畠山参事兼人事課総括課長** そういった課題があつたかというところで感じているかというところでございます。いろいろと組織の中で、そういった話があるたび、私どもとしても感じられる部分は当然あるところはございます。そういった意味で、実態としてその話が、声が上がってこなかったということ自体がやはり深い、あとは当課の存在への信頼感の問題と捉えております。

感じていたところは素直に、そういった調査等で上げられるような仕組みというのが今後本当に大切になってくると思っております。私どもも深く反省しながら、調査の結果を踏まえて、さらによりよい環境ができるように努めてまいります。

○**工藤大輔委員** 先ほどからの質問と重複するところもあるのですが、例えば部内の人事評価となれば、副部長以下の人事評価ということになると、やはり副部長であったり、部長が人事評価等されると思いますが、部長級とか、それ以上の企画理事の人事評価は誰が行うのですか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 所管する副知事が担当しているところでございます。

○**工藤大輔委員** 副知事が自らが所掌するところの分野については、さまざま報告を受けたり、指示を出したり、調整等もしながらやっていると思いますが、先ほどから執務室のこともありました。また、人事評価等もありましたが、そういった中で副知事が担当ということになると、部長級あるいは企画理事の評価というものは、何らか聞きながら、その職務に当たっていると思いますが、これまでの評価はどうだったでしょうか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 個別の具体的評価につきましては、副知事のところで所掌しているところでございますので、そういった部分に関して、業務の進捗管理とか、そういった管理に関しまして、副知事のところで承知しているものと思っております。

○**工藤大輔委員** では、このことについては副知事に聞かなければわからないことということですね。これは、今回の件、人事についても長く関わってきたということで、よく知っているということがあったのだと思います。やはり詳しい方だと思いますし、いろいろな意味でも能力の高い方ではあると思っております。

ただ、そういった中で、今回案件が指摘されているというのは非常に残念に思うところなのですが、同時にこれはチェックするとか、さまざま管理する副知事がどういう役割を果たしてきたかというのは、非常に大きいのだと思います。そこがしっかり体制が機能していたのかどうか、一体となって職務遂行に当たって行うべきものがなされてきたのかどうか、よりよい仕事の環境をつくれるように、それぞれのチェック機能も含めて働いていたのかどうかということは、副知事も表にあまり出てきていないわけですが、私はまず第一に、そこがどうだったかというのも非常に大きいかと思います。調査に当たっては、そういった副知事の管理能力もどうだったかということも私は問われてくるのではないかと思います。今後の調査の推移を見守りたいと思いますし、また先ほど第三者委員会の是非も含めて検討するということでしたが、今の調査は大体7月までということ。そして、弁護士に依頼し、出てきたアンケート内容をそれぞれ弁護士が調査をし、回答が来るということですね。それまでは、ほぼ人事課を含め、総務部はあまりタッチしないということとなると、第三者委員会の設置の是非というものは、県に回答が来る期日である大体7月頃を目途に判断されていくものなのかどうかお伺いします。

○**畠山参事兼人事課総括課長** アンケートの全体像が見えてきたところで、いろいろとそういった委員御指摘の第三者委員会の是非の部分も、立ち上げの方向性も考えていかなけ

ればならないと思っております。

○**工藤大輔委員** 確認ですけれども、県に回答が来るまでは、中身についてはあまり把握されていないのですよね。その前に実際にやり取りは把握されているのですか。アンケート結果について、どのような内容のものが何件あったということが、まず人事課にも報告され、それぞれ中間報告という形で我々も知ることとなるのか。あるいはその後、報告が出てきたけれども、実際どうなのかとか、それが反することなのか、職務として適切だったのかどうかということについての評価は、弁護士が行うことになるのですか。まずそこを説明してもらい、その上で調査結果について、弁護士から報告があった時点で全体の違法性があるかどうかというのは、その時点で知ることになるのかどうかお伺いします。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 調査をしていく中で、まずこういったボリューム感があるのかとか、あとは委員御指摘のような、こういったカテゴリーのものが、こういった件数で出てきているのかというのは、見えてくるところでございます。そういったところは、我々としても適時報告、公表等をしてまいりながら進めてまいりたいと思っております。

具体の適法性とか、そういう部分の判断に関しましては、当然弁護士の調査ですので、そこでの判断が必要となっておりますけれども、全て固まってからやるということではなくて、随時違法性とか、そういった部分での弁護士の判断というのは聞きながら、またそれに関しまして随時御報告しながら、段階的でもいいので、少しずつ進めてまいりたいと思っております。当然終わった後には、最終的な調査報告というものは上がってくるという前提で進めてまいりたいと思っております。

○**高橋穩至委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋穩至委員長** では、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋穩至委員長** 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋穩至委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。